

1 対象研修

- (1) 移動支援従事者養成研修
- (2) 同行援護従事者養成研修（一般課程）
- (3) 同行援護従事者養成研修（応用課程）
- (4) 行動援護従事者養成研修
- (5) 重度訪問介護従事者養成研修

2 助成対象者

以下の(1)～(4)の要件を全て満たす方

- (1) 1のいずれかの研修を修了した方
- (2) 研修の修了日から3か月以内に練馬区内の障害福祉サービス事業所（※1）に障害福祉サービス従事者として就労している方※2
- (3) 助成金の申請時において、練馬区内の障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労が研修の修了後6か月以上継続している方。ただし非定型的パートタイムヘルパー（短時間労働者であって、月、週または日の勤務時間が一定期間ごとに作成される勤務表により非定型的に特定される方をいう。）にあっては、従事時間が通算90時間を超えている場合に限る。
- (4) 1に挙げる研修の受講料について、他に助成を受けていない方

※1 「練馬区障害福祉サービス等従事者養成研修受講料助成要綱」に定める第2条第2項で列挙する事業所に限ります。

※2 研修修了日時点ですでに※1の事業所に障害福祉サービス従事者として就労している場合、(2)の要件は満たしているものとします。

3 助成対象経費

1に挙げる研修の受講料のうち、助成対象者が養成機関へ支払った金額。

4 助成金額

助成対象者が負担した受講料の10割に相当する額（1,000円未満端数切捨て）と下記の表の各研修の上限額うち、いずれか低い方の額。

(円)

研修名	上限額
移動支援従事者養成研修	15,000
同行援護従事者養成研修（一般課程）	37,000
同行援護従事者養成研修（応用課程）	28,000
行動援護従事者養成研修	37,000
重度訪問介護従事者養成研修	19,000

5 申請書提出期間

随時受け付けます。※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

窓口受付時間：月～金曜 午前8時30分～午後5時（祝休日、12月29日～翌年1月3日を除く）

※助成金の申請期限は、要件を全て満たした日の翌日から3か月以内です。

申請期限を過ぎた場合、助成対象外となりますので、十分ご注意ください。

6 提出書類

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 研修修了証明書（写し）
- (3) 領収書（原本）

※ 申請者氏名、支払金額、内訳、支払先の養成機関名、領収済みであることが確認できるものをご提出ください。

- (4) 通帳やキャッシュカード等の写し（振込先口座が確認できるもの）

7 提出方法

後述8の申請先へ持参または郵送により、ご提出ください。

※交付処理後の提出書類の返却は一切いたしませんのでご了承ください。

8 申請先・問合せ先

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

障害者サービス調整担当課 事業者支援係（区役所西庁舎1階）電話：5984-2825（直通）